2017/2/20 シラバス表示

2017年度 シラバス情報表示画面

科目名	教育行財政学	科目責任者	井上 伸良
課題と試験担当教員	井上 伸良		
履修方法	F スクーリング学習・テキスト学習	どちらでも可	
ナンバリング	CTETC252		

科目コード:90714 単位数:2

■科目概要

教育行政学は、国および地方公共団体における教育・科学・文化等に関する事務を扱う組織・機関、それらが行う活動、その根拠となる法、財源の問題、学校や図書館・博物館などの教育機関の経営などを議論の対象とする学問です。

授業の内容は、教科書『教育行財政学』(大﨑素史著)に則って進めていくことを基本とします。重要な資料教材は、巻末に「資料の紹介と解説」として掲げられています。なお、教科書の各章の概要は、次の通りです。

第一章 教育行政の法理論……公教育のはじまりと教育行政のはじまり、教育行政の主体・客体・内容(しごと)、法規 (法令)の種類、教育を受ける権利の保障・教育の中立性などの法原理

第二章 教育行政の機関………国の教育行政機関(内閣・文部科学省など)と地方公共団体の教育行政機関の種類・任務 第三章 学校教育行政………学校の種類と他の教育機関(施設)の種類、学校管理・経営、義務就学など児童生徒の管理、就学援助、生徒指導、懲戒と体罰、学校保健・安全・給食、教育課程(学習指導要領・教科書・補助教材・学年・学期・休業日など)

第四章 教職員行政................教職員の配置・職務内容、教員養成・採用、教員の人事管理(勤務条件・服務・研修・処分など)

■到達目標

学校教育を中心とする公教育と教育行政の活動がどのような法的根拠としくみによって行われているかを理解できるようになること、および自分なりの問題関心とその解決のための基礎力を深めること、が目標です。

■科目の計画・内容

学習範囲 該当する章など	学習内容
第1章・第1節 1 公教育と教 育行政 2 教育行政の 主体と客体	公教育とは何か、私教育とは何か、などについて、19世紀後半からの公教育の登場について学習する。特にイギリス産業革命期の工場法(1833年など)やわが国初の統一的な学校制度を定めた明治5年の学制についてその公教育の理念を学習する。 次に、教育行政はだれが(主体=行政機関)、だれに(客体=学校等の機関および国民・住民)対して行うしごとか、について学習する。
第1章・第1節 3 教育行政の 内容	はじめに、教育行政の任務を規定している教育基本法の条文の趣旨を学習する。キーワードは、「不当な支配」「財政上の措置」である。 次に、具体的なしごと(業務)の種類を学習する。教科書では、(一)指導・助言・援助のしごと、(二) 教育・文化事業の実施、(三)規制、を説明している。 以上について、具体的な事例を交えて解説する。
第1章・第2節 1 法規の種類	教育行政が法的にどのように実施されているか、されるべきかは、戦後における基本的課題である。単に法治主義(法律主義)の原理だけではなく、より広範で深い意義がある。よって、法規(法令)の種類の概説に留まらず、成文法(実定法)・不文法(慣習法・条理法・判例法)、公法・私法、国内法・国際法とは何か、どのように教育に関係しているか、を基本知識として学習する。
第1章・第2節 2 国の法規と 地方の法規	実定法としての国内法の種類として、国レベルで制定される法規(憲法・法律・政令・省令・規則・告示・訓令・通達)と地方公共団体レベルで制定される法規(条例・規則)について、それぞれの内容、意義、実例を学習する。
第1章・第3節 1 教育を受け る権利の保障	日本国憲法第26条の解釈を中心に教育を受ける権利の保障の意義を学習し、課題意識を深める。特に理論的な課題を深めるために、教育権の種類・意義について学習する。 →キーワード:自然法・自然権、親の教育権、国家の教育権、国民の教育権、教員の教育権、第四権としての教育権、権限(権能)としての教育権

2017/2/20 シラバス表示

2017/2/20	シラハス表示
学習範囲 該当する章など	学習内容
DVD学習の小テスト 第1章・第3 節 2 教育の機会 均等の保障 ~ 6 教育の自主性尊重	はじめに、メディア授業(DVD学習5回分)の理解確認のための小テスト(持ち込み不可・筆記テスト)を行う。 次に、教科書の解説に入る。教育の機会均等の保障について、日本国憲法第26条・第14条、教育基本法・教育の機会均等の条文の理解とともに、教育問題の実状について学習し、課題意識を深める。あわせて法治主義の原理、民主化の原理、地方分権の原理、教育の自主性の尊重の原理についても学習し、課題意識を深める。
第1章・第3節 7 教育と教育 行政の政治的中立 性~8 教育と教 育行政の宗教的中 立性	教育基本法における政治的中立性を基本に、地方公務員法、教育公務員特例法、国家公務員法、人事院規則、公職選挙法などの規定と種々の事例について学習し、特に教員の中立性のあり方について課題意識を深める。宗教的中立性については、日本国憲法の政教分離原理、教育基本法などによりながら、宗教教育・活動の意義と限界を事例とともに学習し、課題意識を深める。
第2章・第2節 地方の教育行政機 関①	教育委員会の組織と権限について、その沿革を含め理解を図る。
第2章・第2節 地方の教育行政機 関②	首長(=都道府県知事・市区町村長)が有する教育事務、首長と教育委員会との関係性について理解を図る。
第2章・第1節 国の教育行政機 関	内閣・内閣総理大臣、文部科学省・文部科学大臣、他の省庁、各審議会等の検討を通して、国の教育施策の決定にそれぞれが果たす役割を学習する。また、国と地方との関係についても考察する。
第3章・第4節 1 教育課程の 意義と編成 2 各学校の教 育課程の編成基準	教育課程(カリキュラム)とは何かをまず理解し、それが法的にどのような基準となっているかを理解する。 具体的には、学校教育法施行規則、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、幼稚園教育要領および小学校 学習指導要領等の存在とその役割、および各学校の教育課程の領域等を理解する。
第3章・第4節 3 学習指導要 領	幼稚園教育要領・小学校学習指導要領等の種類、法的拘束力という法的性格、学習指導要領の変遷と現行の学習指導要領(平成20年版、21年版)の特徴を理解する。
第3章・第4節 4 教科書 5 補助教材	教科書の歴史、使用義務、検定制度、採択のしくみ、補助教材の種類・使用上の法的制限・複製(コピーなど)について法制度の面から学習し、理解する。教職にあっては、自主教材や学内教育活動の工夫・作成・使用において法的基準に抵触しないようにするための知識が求められる。
第3章·第4節 6 学年·学 期·休業日等	教育課程の編成・実施において、授業等の教育活動において直接関わることではないが、教育活動の法制度 上の基礎・基本になっている学年、学期、休業日等について基本的なしくみを学習する。

■ディスカッション・ペアワーク

ディスカッション・ペアワークは行いません。

■DVDに関する内容理解の確認方法

面接授業1回目に小テストがあります。

■学習方法・評価

種別	評価基準
	学校教育を中心とする公教育と教育行政がどのような法的根拠としくみによって行われているかを理解できるようになることが大切です。そのうえで、教育行政の現状や理念に関する自分なりの問題関心および改善の道すじを示せることを求めたいと思います。

2017/2/20 シラバス表示

種別	評価基準
レポート	それぞれのレポート課題に対応する学習内容を確認して、しっかりと学習することが前提です。レポート 課題に関わる学習項目は広く、教科書全体の内容をある程度学習しておくことが必要です。また、大学の学 習においては、教科書にはない内容は自分で他の文献等を調べることになります。 レポート作成の際は、課題が求めている内容を正確に理解するように注意してください。専門用語に対す る理解・説明が求められているのか、個人の考えが求められているのかを区別し、課題の要求に合った解答 を意識してください。

■評価方法

<スクーリング学習>

○スクーリング試験:100%

<テキスト学習>
○科目試験:70%
○レポート:30%

■教科書

書名:教育行財政学 **著者名**:大崎素史

出版社名: 創大通信教育部

出版年: 平25.4

版:初版 **刷:**

ISBN: 978-4-86302-061-0

■参考書

- 1. 『解説教育六法』(最新年度版)三省堂
- 2. 大崎素史編著『四権分立の研究-教育権の独立-』第三文明社、2014年

■履修上のアドバイス

法的根拠をしっかりと理解することが基礎になります。その上で、論理的な考え方が求められます。単なる主観的な考え方だけでは学問上は通用しません。そのため、理解不足になることや疑問に感ずることがあれば、まず教育法規集を開いて、該当法規・条文などをチェックすることが大事です。教育法規集としては、『解説教育六法』三省堂、をお勧めします。

■自習時間

【スクーリング学習の場合】

スクーリング前にテキストの該当箇所に目を通してきて頂くとともに、DVDをしっかり視聴してきてください(合計で20時間程度の学習が必要になると思われます)。

■担当者のプロフィール

最終学歴:東京大学大学院教育学研究科博士課程単位取得満期退学。東京理科大学、武蔵大学、明治学院大学、目白大学の非常勤講師を経て、2009年4月よりノースアジア大学講師。同大学准教授を経て2015年4月より現職。